ケアマネジメントBの変更について

令和7年11月

名古屋市 健康福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課

1. 経緯等

■ 令和6年8月5日

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」が国から発出

■ 国規定の改正

「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施について」(国規定)が改正

■ 名古屋市の対応

国規定に基づき、「名古屋市第1号介護予防支援事業実施要領」を改正

■ 改正実施日

令和7年10月1日

2. 国の改正内容

ケアマネジメントBに関する主な改正内容

①ケアプランが必須でなくなる

②サービス担当者会議が必須でなくなる *(厳密には従来から必須でない)*

③モニタリングが必須でなくなる

④評価が必須でなくなる

3. 市の改正内容

代替手段への移行

国が必須でないとした、介護保険の制度上のケアマネジメントの業務（ケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリング、評価）については市としては**代替手段に移行**して、そのやり方を変更する。

単価の取扱い

ケアマネジメントBの単価は業務のやり方を変更しても引き続き**現行と同額（4,884円）**のままとする。
（件数の数え方も従来どおりで「介護予防支援」相当）

4. スケジュール

08月・事業所向け説明会
・いきいき支援センターの契約書等の変更版の利用者説明開始

09月・介護保険指定事業者講習会

10月・新方針スタート

11月・ケアマネジャー向け研修会（今回の研修）

5. 影響の有無

以下に整理される「ケアマネジメントB」の利用者様に影響が出ます。

A:次のBとC以外のサービス (例)予防専門型訪問(通所)サービス、訪問看護など

B:生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス

C:地域支えあい事業、自立支援型配食サービス、短期集中予防型訪問サービス

番号	事例	Aの利用	Bの利用	Cの利用	影響有無	分類
1	Aを利用	○	○・× どちらでも	○・× どちらでも	影響なし	介護予防支援 ケアマネジメントA
2	Bのみ利用	×	○	×	影響あり	ケアマネジメントB
3	BとCの併用	×	○	○	影響あり	ケアマネジメントB
4	Cのみ利用	×	×	○	影響なし	ケアマネジメントC

6. ケアマネジメントBの新旧比較

現行	新(案)
①アセスメント(共通) **➡「わたしのカルテ」等を作成し、課題を分析する。**	
②「ケアプラン(介護予防サービス・支援計画書)」作成 ➡「ケアプラン(介護予防サービス・支援計画書)」を作成する。	**②「ケアマネジメント結果等記録」作成** **➡「ケアマネジメント結果等記録」を作成する。**
③サービス担当者会議 ➡利用者(本人等)、サービス事業所、ケアマネジャー等を集めて「ケアプラン」の内容について協議する。	**③関係者との連絡・調整等** **➡利用者(本人等)、サービス事業所等に連絡をとり、「ケアマネジメント結果等記録」の内容について認識を揃える。確認した日付は記録する。**
④第7表・第8表の交付(共通) **➡第7表・第8表を作成し、利用者とサービス事業所へ交付する。**	
⑤モニタリング・評価 ➡毎月、利用者へ電話等をして状況を確認し、6月に1回は本人宅を訪問し、経過記録等に記録する(モニタリング)。 「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)サービス評価表」を中間・終了時に作成する(評価)。	**⑤状況確認・振り返り** **➡毎月、サービス事業所から状況の報告を受けて利用者の状況を確認し、6月に1回は利用者へ訪問・電話等により状況を確認して経過記録等に記録する(状況確認)。確認する内容はモニタリングと同様のことを想定する。** **終了時に利用を振り返って経過記録等に記録する(振り返り)。** **※本人宅への訪問は給付管理上は必須事項ではないが、心身状況の悪化等の状況に合わせて本人宅を訪問し、プラン変更を行う等、柔軟に対応する。**
★3か月ごとの更新判定(ミニデイ・運動型のみ) ➡3か月ごとにサービス事業所が実施する基本チェックリストの結果を受け、2回連続で「更新不可(状態が良く卒業すべき)」となったら一律でサービスを終了する。	**★3か月ごとの状態確認(ミニデイ・運動型のみ)** **➡3か月ごとにサービス事業所が実施する基本チェックリストの結果を受け、ケアマネジャーとして状態を確認しながらサービスの継続を判断していく。**

7 .新様式について

ケアマネジメント結果等記録（ケアマネジメントB）

※本様式はケアマネジメントBにおける「介護予防サービス・支援計画書」に代わる活用を想定していますが、
引き続き「介護予防サービス・支援計画書」を作成いただいても差し支えありません。

記入日	年　月　日
作成者氏名	●区●部いきいき支援センター（居宅介護支援事業所●●） 氏名：　連絡先：
利用者情報 （連絡先等はわたしのカルテ参照）	氏　名： 認定区分：　事業対象者　・　要支援１　・　要支援２ 認定期間：　年　月　日～　年　月　日 添付書類：□わたしのカルテ
現在の状況	【運動・移動について】
	【日常生活（家庭生活）、社会参加、健康管理等について】
目標	
健康状態について	（主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点）
支援計画 （いずれかに☑）	□生活支援型訪問サービス　（期間：　年　月　日～　年　月　日） □ミニデイ型通所サービス　（期間：　年　月　日～　年　月　日） □運動型通所サービス　（期間：　年　月　日～　年　月　日）
	短期集中予防型訪問サービス □暮らし活性化コース　（期間：　年　月　日～　年　月　日） □運動習慣定着コース　（期間：　年　月　日～　年　月　日） ※利用する場合は、別途「依頼書」に必要事項を記入し、派遣事務局に派遣依頼をすること。

【関係者との連絡・調整等】
※関係者と本内容を共有した日付を次の表に記録する。
※利用の期間等、変更があったときは見え消し等により改めて共有する。

相手方	共有した日付
本人	年　月　日
サービス事業者（事業者名：　）	年　月　日
	年　月　日
	年　月　日
（備考）※障害福祉サービス等との併用や生活支援型訪問サービスの内容を補記する場合は本欄に記載	

- ケアプランの後継様式
- 従来の様式をそのまま使っていただくことも可能
- NAGOYAかいごネット掲載中

8 .利用者向けの周知

8月から、いきいき支援センターを通じて利用者様には本変更の案内を実施しています。

9 .説明会(8/5、8/7開催)以後に出た質問

No.	項目	質問	回答
1	本人署名について	ケアマネジメントBのみの場合は、本人署名は必要ないということで、「ケアマネジメント結果等記録(新様式)」について、共有した日にちを記載するとあるが、この日付を同意日と考えるのか。また、「サービス支援計画表(現行様式)」の場合は署名いただく部分への本人署名は必要ないということでよいか。	本人様等に了解を得た日(＝同意日)という認識となります。 現行様式を継続して使う場合でも、新様式と同様に本人署名欄への記入は不要です。
2	日付の記入欄について	ケアマネジメント結果等記録については参考様式とあるが、今後続けて使用していくとなると日付を書く欄が狭いので枠を広げたり、裏面に記載する形にすることは可能か。	可能です。使いやすい形で活用ください。裏面を使うときは裏面にも情報が記載されていることを見落とさないよう、表面の備考欄に補記するなど対策をお願いします。
3	委託居宅とのやり取りについて	これまで、いきいき支援センターでは計画表原案を委託居宅様からもらい、意見書を送ってサービス担当者会議でいきいきからの意見として共有、本人署名の入った計画表（写）をもらっていたが、ケアマネジメントBはこの手続きが不要となるのか。 必要な場合はケアマネジメント結果記録等をどこまで記載してどの時点で原案として出してもらい、意見書を送り、完成したものをいただく形になるのか。	必要です。従来、サービス担当者会議の前に意見書の送付がありましたが、今後も同じタイミングで同様の手続きが必要です。今後は関係者に内容を共有する前に、いきいき支援センターからの意見を出し、委託先事業所は意見を踏まえて修正等した内容を関係者(本人等)に共有し、共有した日付が入った写しをいきいき支援センター宛に完成版として送付することになります。